

# 衆議院総務委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 5 月 27 日（木）、第 18 回の委員会が開かれました。

- 1 ①日本放送協会平成 28 年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- ②日本放送協会平成 29 年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書
- ・武田総務大臣から概要説明を、前田日本放送協会会長から補足説明を、原田会計検査院事務総局第五局長から検査結果の報告をそれぞれ聴取しました。
  - ・武田総務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・各件に対し、本村伸子君（共産）が討論を行いました。
  - ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって異議がないものと決しました。  
(賛成－自民、公明、維新 反対－立民、共産、国民)
  - ・②について採決を行った結果、全会一致をもって異議がないものと決しました。  
(賛成－自民、立民、公明、共産、維新、国民)
- (参考人) 日本放送協会経営委員会委員長 森下俊三君  
日本放送協会監査委員会委員 高橋正美君  
日本放送協会会長 前田晃伸君  
日本放送協会副会長 正籬聡君  
日本放送協会専務理事 松坂千尋君  
日本放送協会理事 林理恵君  
日本放送協会理事 伊藤浩君
- (質疑者) 務台俊介君（自民）、國重徹君（公明）、奥野総一郎君（立民）、川内博史君（立民）、本村伸子君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（国民）

(質疑者及び主な質疑事項)

## 務台俊介君（自民）

NHK平成 28・29 年度決算

- ア 靱井会長、上田会長及び前田現会長のそれぞれの経営の特徴
- イ 我が国の新型コロナウイルス感染症対応に関する報道の在り方についてのNHK会長の見解
- ウ NHKが昭和 30 年に放送した「緑なき島」の映像の韓国での使用に関する 3 月 18 日の総務委員会における杉田水脈委員の質疑を受けてのNHKの対応
- エ 歴代の会長と前田会長とのガバナンスの在り方の差異
- オ 業務報告書に付する総務大臣意見において求められている放送機能の地方分散についてのNHKの検討状況

## 國重徹君（公明）

NHK平成 28・29 年度決算

- ア 前田会長の会長就任前後におけるNHKに対する認識の差異
- イ NHK会長が考えるNHKの最大の課題
- ウ イで挙げられた課題に対する取組及び同取組に対する手応え・反省点
- エ 経営のスリム化と地域のニーズに応じた地域放送の充実との両立策
- オ コロナ禍におけるリモートワーク・在宅勤務等の推進に際し、適正な時間管理のためのNHKの対応

## 奥野総一郎君（立民）

- (1) 総務省幹部職員への利害関係者からの接待事案
  - ア 総務省が公表した会食の件数と株式会社東北新社（以下「東北新社」という。）から報告があった件数との間で差異がある理由
  - イ 総務省では職員との面談を通して調査を行ったにもかかわらず、把握できなかった会食があることについての総務省の見解
  - ウ 職員と面談をしても出てこない会食が存在するのは、大臣の威令・意向が省内に届いていないからであるとの指摘に対する大臣の見解
  - エ 総務省による調査結果が公表される時期の見通し
  - オ 調査結果を公表する時期について大臣が総務省に行った指示の具体的な内容
  - カ 国会で審議できる時間的余裕を残したタイミングで調査結果を公表すべきとの考えに対する大臣の見解
  - キ 総務省の調査では会食を行った時期に関する期限を設けたか否かについての総務省への確認
  - ク 総務省職員からのヒアリング等の悉皆調査の結果の公表時期
  - ケ 調査に必要な弁護士等を増員してでも調査を迅速に進めるべきとの指摘に対する総務省の見解
  - コ 会期末ぎりぎりに調査結果を公表することで説明責任を逃れようとしているのではないかの疑念を抱かせない対応をすべきとの指摘に対する総務省の見解
  - サ 東北新社が外資規制に抵触していることが発覚した後に行った、認定の子会社への承継に係るスキームに対する総務省の示唆の有無
  - シ 行政が歪められているとの指摘に対する大臣の明確な反論の有無
  - ス 全ての基幹放送事業者及び認定放送持株会社に対し実施している外資規制の遵守状況調査の結果の公表時期
  - セ 今国会中に真相を明らかにすることについての大臣の決意
- (2) NHK役員人事
  - ア 板野専務理事再任に係る週刊誌の記事の真偽についてのNHK会長への確認
  - イ 4月20日のNHK経営委員会で議題となる以前における人事の話題の有無
  - ウ NHK経営委員会委員長の菅内閣総理大臣との面識の有無
  - エ NHK経営委員会における議論については議事録を全て残すべきとの考えに対するNHK経営委員会委員長の見解
  - オ NHK経営委員会委員長の責任の下、NHK経営委員会の透明化を進めるべきとの考えに対するNHK経営委員会委員長の見解
  - カ 板野氏を専務理事に再任した理由
  - キ 週刊誌の記事が事実無根であることについてのNHK経営委員会委員長への確認
- (3) NHK経営委員会におけるかんぽ生命報道問題に係る議事録の開示の見通し

## 川内博史君（立民）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックの放映権料
  - ア 東京オリンピック・パラリンピックの放映権料及び中止の場合における国際オリンピック委員会との契約内容
  - イ 中止の場合にも受信料が無駄にならないようにする必要性についてのNHK会長の見解
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関する事業者への受信料免除の更なる対応の必要性についてのNHK会長の見解
- (3) 障がい者のガイ（「害」「碍」「がい」）の表記

- ア 内閣府障害者政策委員会における当該表記に関する障害者団体の発言内容の確認
  - イ 当該発言に対するNHKの認識及び見解
  - ウ 統一されていなかった表記を文化庁が「害」に統一した理由
  - エ NHKにおける当該表記の改善をパラリンピックの放送計画発表時に行うことについてのNHKへの確認
- (4) 東北新社の外資規制違反
- ア 衛星放送事業者の認定の申請に関する省令及びマニュアルにおける外資規制に関する事項の不備の有無
  - イ 当該マニュアルにおける外資比率に関する記載項目の有無
  - ウ 外資規制違反に関する総務省側の示唆の有無
  - エ 東北新社の調査まで新たな会食が明らかにならなかった理由
- (5) NTTのドコモ完全子会社化時における公正取引委員会との会食
- ア 当該時期における公正取引委員会幹部とNTTグループの幹部との会食・接待の有無
  - イ 国家公務員倫理規程に基づく会食の届出の有無

#### 本村伸子君（共産）

- (1) かんぼ生命報道問題に係るNHK経営委員会の情報公開の在り方
- ア 議事録の全面開示を求めるNHK情報公開・個人情報保護審議委員会の2回目の答申に対するNHK経営委員会の議論
  - イ 新型コロナウイルス感染症のまん延によりリモートで実施されているNHK経営委員会で情報セキュリティ上問題があるとした資料の内容
  - ウ 答申に対するNHK経営委員会の対応についてのNHK監査委員会の見解
  - エ NHK経営委員会及びNHK監査委員会の委員報酬
  - オ 高橋NHK監査委員会委員の答申が出される前における議論の態度、1回目の答申後の対応及び2回目の答申後の本事案に対する立場
  - カ NHK監査委員会の委員をNHK経営委員会から選出することに起因する監査への懸念に対する大臣の見解
  - キ NHK経営委員会「経営委員会議事運営規則」
    - a 本規則改正に係る逐語的議事録と新旧対照表の開示の要望に対するNHK経営委員会委員長の見解
    - b 森下NHK経営委員会委員長就任以後の本規則改正の概要
    - c 森下NHK経営委員会委員長就任以後における議事録不開示の事由に係る本規則改正の有無
  - ク NHK経営委員会「経営委員会委員の服務に関する準則」
    - a 経営委員会における本準則の遵守及び情報管理の徹底に関するNHK経営委員会委員長の発言とNHK会長への厳重注意等に関する非公開の議論が外部に漏えいした事例との関係
    - b 本準則と公益通報者保護との関係
- (2) NHK経営計画（2021-2023年度）
- ア 「訪問によらない営業」への方針転換及びコロナ禍における地域スタッフの雇用についてのNHK会長の見解
  - イ 放送バリアフリーの推進についてのNHK会長の見解

#### 足立康史君（維新）

- (1) 放送と通信の大融合時代にふさわしいNHKの在り方
- ア 公共放送でありながら、放送電波の受信設備を持たない国民は、NHKの放送を視聴できないこ

- ととしている理由
- イ 通信電波を活用した公共放送の提供に向けて、インターネット配信により視聴が可能な現行のNHKプラスのサービスを活用した社会実験の実施についてのNHK会長の見解
  - ウ NHKプラスの利用実績
  - エ NHKプラスが普及していない理由
  - オ 「放送を巡る諸課題に関する検討会」の分科会が公表した「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」の中の、インターネット配信等を公共放送の本来業務とした場合、インターネット配信の利用者の拡大の阻害要因となる可能性があるとの記述の意義
  - カ 日本国民でありながら、放送電波の受信設備を持たない国民は、公共放送たるNHKの放送を視聴できないことについての総務省の認識
  - キ NHKが公共放送としての役割を果たしていくため、NHKプラスのサービスを活用した社会実験を実施すべきとの考えに対する大臣の見解
- (2) 個人情報保護に関する諸課題
- ア LINE株式会社に対して個人情報保護委員会が個人情報保護法に基づく立入検査を実施した理由
  - イ 個人情報の越境移転に関する問題の解決に向けた政府の対応
- (3) 地方議会の委員会の選任等に関する規律

**井上一徳君（国民）**

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
- ア 変異株への水際対策を強化するため、入国者に対し政府施設等で14日間の隔離措置を行う必要性
  - イ 雇用調整助成金の特例措置の延長を早急に決定すべきとの考えに対する政府の見解
- (2) NHK受信料の引下げ
- ア 今国会に提出されているNHK受信料の引下げに関する放送法改正案の成立についての大臣の見解
  - イ 地上波放送を含め一割以上の受信料引下げを早期に行うべきとの考えに対するNHK会長の見解
- (3) 北朝鮮による拉致被害者及び特定失踪者に向けたラジオ放送
- ア 短波放送「しおかぜ」の現状
  - イ 「しおかぜ」が使用している八俣送信所送信機の老朽化に伴う新規更新の必要性
  - ウ 「しおかぜ」の発信が継続して行われるようNHKとしても協力していく姿勢の確認
  - エ 「しおかぜ」の発信継続についての大臣の見解